

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

平成29年4月1日改正

有期契約労働者、又は派遣労働者等を直接雇用する制度を規定し、実際に正規雇用等に転換した場合受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している事業所
- ☑ 社会保険に加入している事業所（加入義務がある場合）
- ☑ **就業規則等**に有期契約労働者又は派遣労働者を**直接雇用する制度を規定し**労働基準監督署に届出する事業所
- ☑ 正規雇用等への転換予定日の前日までに**キャリアアップ計画**を作成し届け出す事業所
- ☑ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

助成額

- ・ 有期→正規：1人当たり **57万円**（42万7,500円）
※《 **72万円**（54万円） 》
⇒「正規」には多様な正社員を含みます（短時間正社員等）
- ・ 有期→無期：1人当たり **28.5万円**（21万3,750円）
※《 **36万円**（54万円） 》
- ・ 無期→正規：1人当たり **28.5万円**（21万3,750円）
※《 **36万円**（54万円） 》
カッコ内は大企業
※は生産性要件を満たした場合

《1年度1事業所あたり**15**人まで申請可能》

- ・ 対象労働者が「母子家庭の母等または父子家庭の父の場合」
- ・ 1人あたり①**9.5万円**、②**4.75万円**、③**4.75万円**が加算されます。
派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合
1人あたり**28.5万円**が加算されます。
⇒生産性要件を満たせばさらに上乗せもあり！



助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。